b　ステルス技術を用いて設計した船体及び船舶の上部構造
c　熱痕跡減少装置（動力装置の効率を高め、又は環境への影響を低減するために特に設計したものを除く。）
d　船体の磁気痕跡減少装置
エ　軍用に設計したフェリー（ア及びウに該当するものを除く。）
⑵　軍用に設計したエンジン若しくは推進装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
ア　潜水艦用に特に設計したディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの
(ｱ)　出力が1.12メガワット（1,522.8馬力）以上のもの
(ｲ)　回転速度が毎分700回転以上のもの
イ　潜水艦用に特に設計した電動機であって、次のいずれにも該当するもの
(ｱ)　出力が0.75メガワット（1,019.7馬力）を超えるもの
(ｲ)　急速逆回転が可能なもの
(ｳ)　液冷式のもの
(ｴ)　密閉式のもの
ウ　非磁性ディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの
(ｱ)　出力が37.3キロワット（50.7馬力）以上のもの
(ｲ)　非磁性材料の重量が全重量の75パーセントを超えるもの
エ　潜水艦用に特に設計した非大気依存型推進装置（原子力によるものを除く。）
⑶　水中探知装置若しくはその制御装置又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
⑷　軍用に設計した防潜網又は魚雷防御網
⑸　軍用に設計した船体貫通装置若しくはコネクタであって、船舶外部の装置との相互作用を可能にするもの（単心、多心、共軸若しくは導波管式の船舶用コネクタ又は船体貫通装置であって、水深100メートルを超える海中において外部からの海水の流入を許さずに所定の性能を維持できるもの並びに深さのいかんを問わずレーザービームの伝送ができるよう設計した光ファイバーのコネクタ及び光学式船体貫通装置を含み、通常の推進軸及び水力学的制御用の駆動軸であって、船体を貫通するものを除く。）又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
⑹　サイレント軸受であって、次のいずれかを有するもの若しくはその部分品又はこれらの軸受を含む装置（軍用に設計したものに限る。）
ア　ガス又は磁気のサスペンション
イ　能動式の痕跡制御装置
ウ　振動抑制装置
14　炸薬若しくはこれを用いた装置又はこれらの部分品であって次のいずれかに該当するもの
⑴　成形炸薬であって、次のア及びイに該当するもの
ア　正味爆発物量が90グラムを超えるもの
イ　ケーシングの外径が75ミリメートル以上のもの
⑵　線状成形切断炸薬であって、次のア及びイに該当するもの
ア　爆発負荷が40グラム毎メートルを超えるもの
イ　幅が10ミリメートル以上のもの
⑶　爆発コア負荷が64グラム毎メートル以上の導爆線
⑷　正味爆発物量が3.5キログラムを超える切断機又は寸断機
15　電気的に起爆するように特に設計した装置及び電気的にエネルギー物質を含有する装置であって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　⑵に掲げる雷管を作動するように設計した雷管点火装置
⑵　電気式の雷管であって、次のいずれかに該当するもの
ア　起爆電橋
イ　起爆電橋線
ウ　スラッパー起爆式雷管
エ　薄膜式点火装置
16　軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　戦闘用有翼航空機又はそのために特に設計した部分品
⑵　軍用に設計若しくは改造した有翼航空機（偵察、強襲、訓練、部隊若しくは軍用装備の輸送若しくは投下又は兵站用に設計したものを含み、軍用に構成しておらず、軍用に設計した装置又は取付品を取り付けておらず、かつ、１以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定されたもの並びに⑴に該当するものを除く。）若しくは軽飛行機又はそのために特に設計した部分品（軍用に改造した有翼航空機又は軽飛行機の部分品にあっては、当該改造に必要なものに限る。）
⑶　無人航空機若しくはその関連装置であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計し又は改造したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品
ア　無人航空機（遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの並びに軽飛行機を含む。）
イ　アに掲げるものの発射機又は地上支援装置
ウ　ア又はイに掲げるものの誘導装置又は制御装置
⑷　軍用に設計若しくは改造した航空機用エンジン又はそのために特に設計した部分品（１以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定された航空機用エンジン及びそのために特に設計した部分品並びにレシプロエンジン及びそのために特に設計した部分品（無人航空機用に特に設計したものを除く。）を除くものとし、軍用に改造した航空機用エンジンの部分品にあっては、当該改造に必要なものに限る。）
⑸　⑴及び⑵に掲げる有翼航空機に使用するために特に設計した装置（空中給油装置を含む。）若しくは⑷に掲げる航空機用エンジンに使用するために特に設計した装置又はそのために特に設計した部分品
⑹　加圧給油装置、閉鎖された区域での活動を容易にするよう特に設計した装置又は地上装置であって、⑴及び⑵に掲げる有翼航空機又は⑷に掲げる航空機用エンジンのために特に開発したもの
⑺　次のいずれかに該当するもの
ア　軍用の救難ヘルメット若しくは防護マスク又はそのために特に設計した部分品
イ　与圧呼吸機器及び部分的与圧服（有翼航空機内で使用するものに限る。）
ウ　耐重力スーツ
エ　液体酸素変換装置（有翼航空機用又はミサイル用のものに限る。）
オ　有翼航空機からの緊急脱出用の射出装置又はカートリッジ作動装置
⑻　パラシュート（この表において他に該当するものを除く。）、パラグライダー若しくは高い高度から降下する者のために特に設計した装置（服、ヘルメット、呼吸装置及び航法装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品
⑼　制御されたオープニングジャンプ（高度のいかんを問わない。）のための装置であって、軍用に設計若しくは改造したもの（酸素発生装置を含む。）又は投下した搭載物の自動操縦装置
17　衛星航法システム妨害装置又はそのために特に設計した部分品
18　高速運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体（電磁波、電熱、プラズマ、ライトガス又は化学反応（電磁波、電熱、プラズマ又はライトガスと組み合わせて使用する場合に限る。）により推進するものに限る。）であって、標的を破壊し若しくはその機能を失わせるよう特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるもの（運動エネルギー兵器用に特に設計した場合に限る。）を含む。）
⑴　発射推進装置であって、単射又は速射モードで、重量が0.1グラムを超えるものを毎秒1.6キロメートルを超える速度に加速できるもの